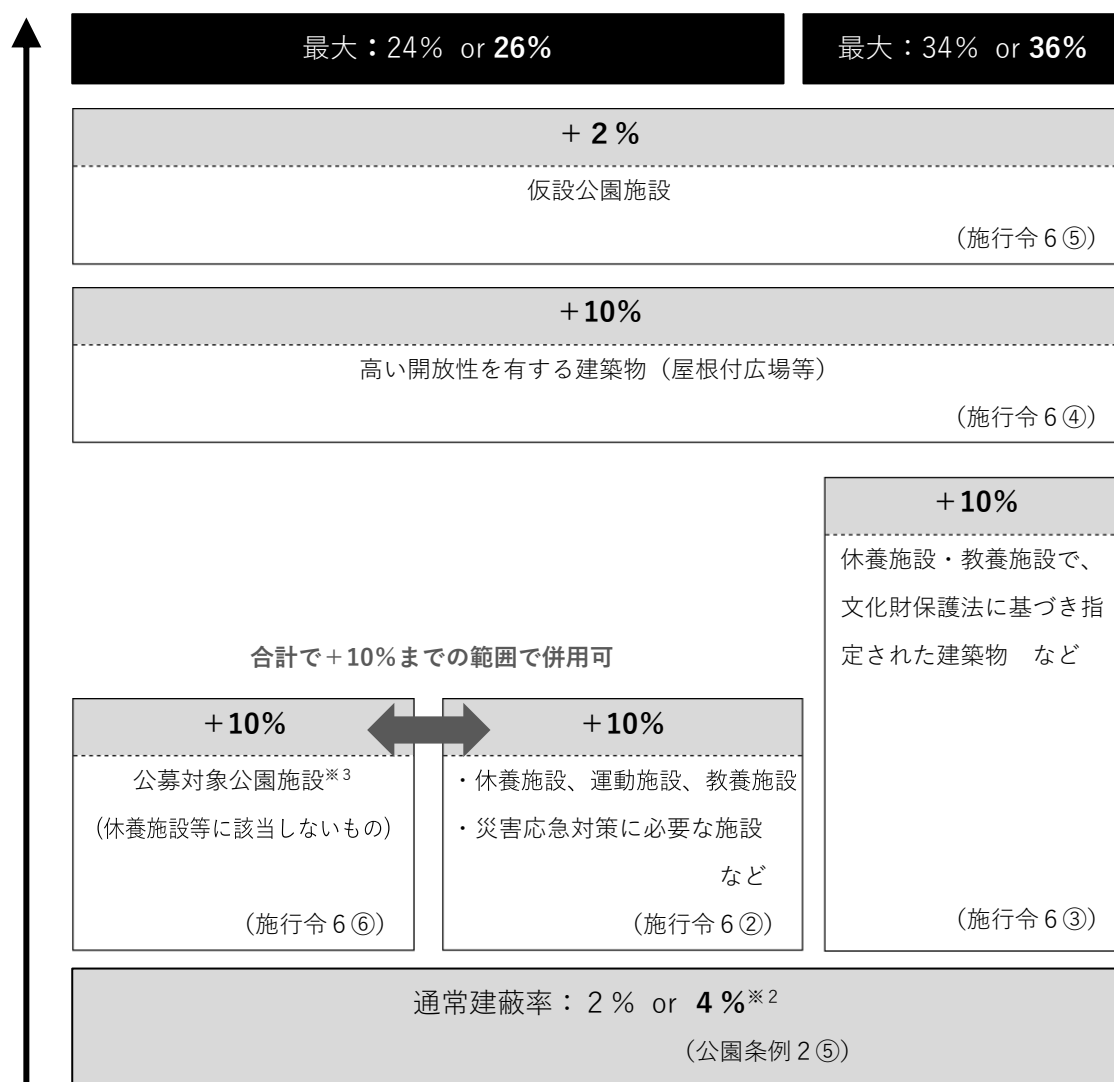


都市公園における建ぺい率の上限について

都市公園内に設置できる建築物については、都市公園法及び施行令、大阪市公園条例により、下図※¹に示すとおり、建蔽率の上限が定められています。



※1 『都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン（令和5年3月改正版）』（国土交通省都市局 公園緑地・景観課）を参考に作成

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000059.html

※2 西梅田公園は、公園条例第2条の5第1項第1号（敷地面積が0.25ha以上の都市公園で、主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする都市公園）に該当するため、4%となります。

※3 P-PFI制度において、公園利用者の利便性向上に資する公園施設として設置するもの。